議案第5号

山都町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

山都町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年3月9日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

成年被後見人の人権擁護の観点から、要件を満たした成年被後見人による印鑑登録を行うことができるようにするため、山都町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 山都町印鑑の登録及び証明に関する条例(平成17年山都町条例第11号) の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山都町印鑑の登録及び証明に関する条例(平成17年山都町条例第11号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
(登録資格)	(登録資格)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、満15歳未満の者及び成年被後見人	2 前項の規定にかかわらず、満15歳未満の者及び <u>意思能力を有しない者</u>
については、印鑑の登録を受けることができない。	については、印鑑の登録を受けることができない。